

仙南地域で景観を

令和3年7月1日から開始

保全・形成するため届出制度が始まります

蔵王連峰や阿武隈川等の「雄大な自然」、農村や温泉地の「多様な人々の営み」、街道や宿場町、川湊の「歴史・文化」など、自然と人と歴史が一体となって培われた仙南地域の豊かな景観を保全・形成し将来に継承していくため、宮城県では「仙南地域広域景観計画」を策定しました。

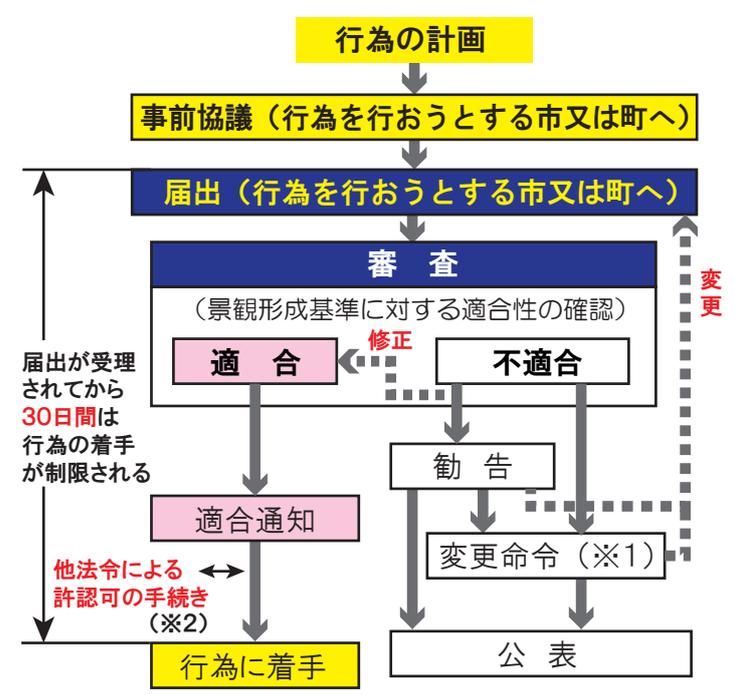
これに伴い、良好な景観の形成のため、市又は町へ届出が必要な場合がありますので、詳しくは以下を御覧ください。

『1 景観計画区域』内で、裏面の『3 届出が必要な行為(届出対象行為)』に掲げる「規模」以上の「届出が必要な行為」を行おうとする場合には、行為を行おうとする市又は町へ行為着手日の30日前までに事前相談や届出を行う必要があります。『2 届出手続きの流れ』に記載の審査過程を経て、行為の適合が認められた後に行為着手が可能となります。詳しくは、宮城県又は行為を行おうとする市もしくは町へお問い合わせください。

1 景観計画区域



2 届出手続きの流れ



※1 届出の規模を満たす「建築物の建築等」及び「工作物の建設等」が対象です。
 ※2 行為着手には、建築基準法に基づく建築確認申請や都市計画法に基づく開発許可など、他法令に基づく各種手続きが必要です。

景観計画区域の各地区の名称					
地区番号	地区名	届出市町	地区番号	地区名	届出市町
①	白石市中心部地区	白石市	⑦	遠刈田温泉・農村集落地区	蔵王町
②	小原温泉地区		⑧	大河原町・柴田町中心部地区	大河原町 柴田町 ※
③	鎌先温泉地区		⑨	村田町中心部地区	村田町
④	七ヶ宿湖・七ヶ宿街道地区	白石市 七ヶ宿町 ※	⑩	川崎町中心部地区	川崎町
⑤	角田市中心部地区	角田市	⑪	釜房湖周辺地区	
⑥	高倉川農村集落地区		⑫	丸森町中心部地区	丸森町

◆届出の方法

- 提出図書：届出書、図面、写真 等
- 提出部数：正副2部
- 届出先：行為を行おうとする市又は町の担当課 (裏面参照)
※様式は各市町HPからダウンロードできます。

届出の詳細は下記のQRコード先を参照してください

仙南 景観計画 検索

3 届出が必要な行為（届出対象行為）

届出が必要な行為	規模
1) 建築物の建築等	
新築, 増築, 改築若しくは移転	□ 高さ 10m以上又は建築面積 500 m ² 以上
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	□ 高さ 10m以上又は建築面積 500 m ² 以上のもののうち, 外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の 1/2 以上のもの
2) 工作物(※)の建設等	
新設, 増築, 改築若しくは移転	□ 高さ 10m以上(擁壁類は2m以上)又は築造面積500m ² 以上
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	□ 工作物の高さが 10m 以上のもののうち, 外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の 1/2 以上のもの
3) 開発行為	□ 区域面積 1,000 m ² 以上
4) 土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	□ 行為地面積 1,000 m ² 以上
5) 木竹の植栽又は伐採	□ 行為地面積 1,000 m ² 以上

(※) 対象となる工作物は, 次に挙げるもの

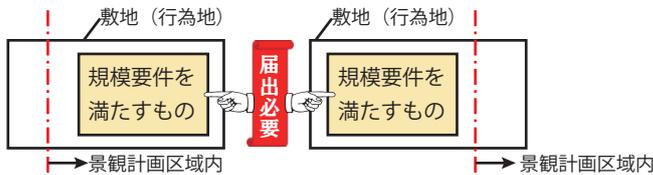
- (1) 煙突, 鉄筋コンクリート造の柱, 鉄柱, 木柱その他これらに類するもの
- (2) 広告塔, 広告板, 装飾塔, 記念塔その他これらに類するもの
- (3) 高架水槽, サイロ, 物見塔その他これらに類するもの
- (4) 擁壁類
- (5) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- (6) ウォーターシャウト, コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

- (7) メリーゴーラウンド, 観覧車, オクトパス, 飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- (8) コンクリートプラント, アスファルトプラント, 砕石プラントその他これらに類する製造施設
- (9) 石油, ガス, 穀物, 飼料等の貯蔵施設
- (10) 自動車車庫の用途に供する工作物
- (11) 風力発電設備, 太陽光発電設備その他これらに類するもの

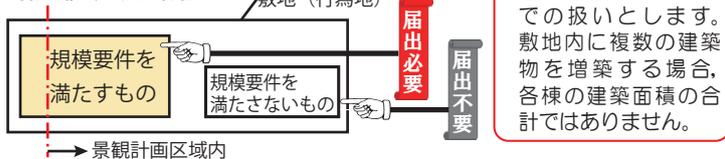
◆届出対象行為が景観計画区域内外にわたる場合

建築物の敷地又は工作物と一体となってその用に供する土地(行為地)の一部が景観計画区域内に含まれる場合には, 当該建築物又は工作物の規模が該当するものについては, 届出が必要です。

〈当該物件の位置との関係〉



〈棟が複数ある場合〉



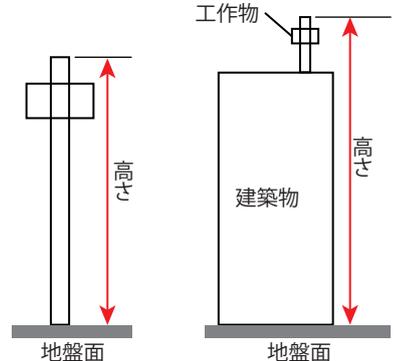
◆建築物及び工作物の「高さ」

建築物及び工作物の高さは, 地盤面から当該物件の最上端までの高さです。地盤面が2以上ある場合又は傾斜している場合の地盤面は, 平均地盤面(当該物件が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面)とします。

〈建築物〉



〈工作物〉



◆届出の対象外となる主な行為

以下の行為については, 本計画に定める届出が必要な行為の対象外となります。

- 通常の管理行為, 軽易な行為その他の行為(景観法(以下「法」という。)第16条第7項第1号)
 - ※その他の行為: 地下に設ける建築物または工作物, 仮設の工作物, 法令等による義務の履行として行う行為(法施行令第8条で定めるもの)
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為(法第16条第7項第2号)
- 地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更, 建築物の新築, 改築若しくは増築, 工作物の新設, 改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更(法第16条第7項第10号)
- 文化財保護法に基づく許可若しくは届出又は協議を行うことが規定されている行為(法施行令第10条第3号)
 - ※伝統的建造物群保存地区で行う行為など
- 宮城県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示または設置

◆お問い合わせ先

制度に関すること (計画策定主体)	お問合せ先	担当課	電話番号	メールアドレス		
		宮城県	土木部都市計画課行政班	022-211-3132	tosikes@pref.miyagi.lg.jp	
届出に関すること (計画運用主体)	お問合せ先	担当課	電話番号	お問合せ先	担当課	電話番号
	白石市	建設部都市創造課	0224-22-1325	村田町	建設課	0224-83-6407
	角田市	産業建設部都市整備課	0224-63-2122	柴田町	都市建設課	0224-55-2121
	蔵王町	建設課	0224-33-2214	川崎町	建設水道課	0224-84-2111
	七ヶ宿町	農林建設課	0224-37-2115	丸森町	建設課	0224-72-3032
	大河原町	地域整備課	0224-53-2445			